

高病原性鳥インフルエンザ等の流行期に入りました

国内では、養鶏場での高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生は平成30年1月以降確認されていませんが、世界に目を向けると、本年に入ってから中国では1月及び2月に、フィリピンでは3月及び7月に、ベトナムでは1月から9月までに、台湾では1月から9月までに、ロシアにおいては7月から10月までに家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。

野鳥についても、8月には韓国で低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染、9月にはロシアで、10月には韓国で高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されていることから、周辺国における本病の発生状況を考慮すれば、引き続き厳重な警戒が必要です。

渡り鳥が本格的に飛来するシーズンを迎え、本病の農場への侵入リスクが高まることから、飼養衛生管理基準の遵守により本病の発生予防対策を徹底しましょう。

<発生予防対策の重要ポイント>

① 人・物・車両によるウイルスの持込み防止

衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底

衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴、家きん舎ごとの消毒、人の出入りの最小限化、入場者等の記録等

② 野生動物対策

防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕、集卵・除糞ベルトの開口部の隙間対策、排水溝等からの侵入防止対策、家きん舎周囲の清掃、整理・整頓等

※飼養している家きんに異状を見つけたら、速やかに獣医師や家畜保健衛生所に連絡してください。

高病原性鳥インフルエンザ：症状を呈しないままの突然死、震え、起立不能、斜頸などの神経症状、沈鬱、食欲消失、急激な産卵低下等

低病原性鳥インフルエンザ：咳、くしゃみ、喘鳴、流涙など呼吸器症状、産卵低下やその他の一般的症状（被毛粗剛、沈鬱、元気喪失、食欲減退、下痢など）

※診断指標である特定症状については、裏面をご参照ください。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄345

電話：(0463)58-0152 ファクシミリ：(0463)58-5679

※特定症状（高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ）

次の1・2のいずれかの症状を呈していること。

<高病原性鳥インフルエンザ>

- 1 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（※1）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。

ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかでない場合は、この限りでない。

<高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ>

- 2 家きんに対して動物用生物学的製剤（薬事法上の承認を受けたもの）を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

※1 対象期間…その日から遡って21日間をいう。ただし、当該期間中に家きんの伝染性疾患、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間とする。